



国営制度事務協会からのお知らせ

厚生労働大臣認可 労働保険事務組合
国営制度事務協会
愛知社会保険労務士事務所
一人親方等特別加入者団体
愛建経営者協会
(株)団体共済企業保険
TEL052-932-6600(代)
FAX052-932-6604

❖❖ 令和3年10月1日から ❖❖

愛知県の最低賃金
(地域別最低賃金額)

955 円

(昨年の927円から 28円UP)



「最低賃金」は、すべての人に適用されます!!

従業員自身が納得していても“法律違反※”となります。

★ 月給 165,000 円の人、**“法律違反※”**になる可能性あり!

<例>年間休日 105 日：所定労働日数^{365日-105日}260日×1日の所定労働時間8時間(2,080時間)÷年12か月 ÷ 月平均労働時間 173 時間

月給 165,000 円 ÷ 月平均労働時間 173 時間 ÷ 時給額 953 円 ← **最低賃金より低い**

※ 法律違反には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

最低賃金は、基本給と諸手当から計算しますが、次の手当は含められません。

- 時間外・深夜・休日の割増賃金
- 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- 賞与・臨時に支払われる手当

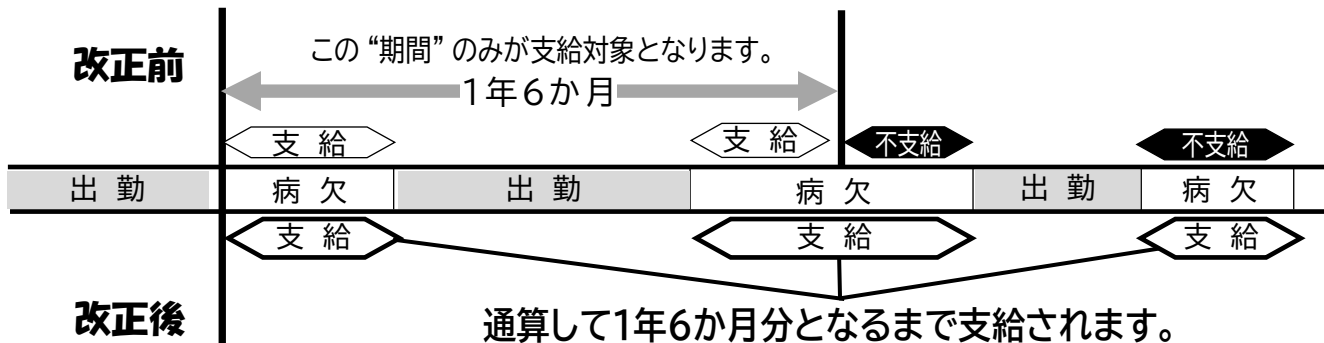


— 別に定められている「産業別最低賃金額」は例年12月頃に改正されます —

社会保険の改正について

令和4年1月1日 <健康保険> 傷病手当金*の支給が変わります!

※「傷病手当金」…健康保険の被保険者が、業務外の傷病で療養のため働くことができない場合に、同一の傷病につき、初日から4日目(支給開始)以降、働くことができない期間に支給されます。



★改正前後ともに、同一の傷病であっても、社会通念上治癒したと認められた後に再発した場合は、別の傷病として支給対象となります。

令和4年1月1日 <健康保険> 任意継続被保険者*制度が変わります!

※「任意継続被保険者」…健康保険の被保険者が退職後、最長2年間、継続して退職前の健康保険に加入できる制度です。退職後の国民健康保険料と比較して、保険料が安くなる場合があります。

	現在	令和4年1月1日から
喪失理由	加入から2年間は任意脱退が認められず、次に該当する場合のみ ① 就職により健康保険等の被保険者となった ② 保険料を納期限(毎月10日)までに納めなかった ③ 75歳となり後期高齢医療制度の被保険者となった ④ 死亡 ※「家族の扶養に入る」「国民健康保険に加入する」は認めていません。	左記の理由以外に 任意脱退が可能 ※「家族の扶養に入る」「国民健康保険に加入する」の理由でも資格喪失できます。

令和4年10月1日 育児休業中の保険料免除*対象者が見直されます!

(健康保険料と厚生年金保険料の免除)

※「保険料免除」…男女問わず、社会保険の被保険者が育児休業を取得している場合、申出により育児休業中の保険料の全額(賞与保険料を含む)が被保険者・会社負担ともに免除される制度です。

免除対象者	現在	令和4年10月1日から
毎月の保険料	月末に育児休業を取得している人 (月末1日だけの取得でも免除)	月末に育児休業を取得している人、および (追加) 月途中で14日以上育児休業を取得した人
賞与の保険料		(限定) 1か月を超えて育児休業を取得している人のみ 月末1日だけの取得では免除されません。

令和4年10月1日 <パートの社会保険> 適用義務となる事業所規模が拡大されます!

パート(週20時間以上等)の社会保険加入義務化が、現在の「従業員数*501人以上の企業」から、「従業員数*101人以上の企業」へと拡大されます。(令和6年10月からは51人以上)

※「従業員数」…社会保険に加入している被保険者の数

「国営制度事務協会からのお知らせ」は要点をまとめた内容となっている為、表現に語弊がある可能性もございます。ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。